

○三条地域水道用水供給企業団水道用水供給条例

平成 6年12月27日

条 例 第 3 号

改正 平成 9年 2月26日 条例第2号
平成12年10月 5日 条例第3号
平成17年 5月 1日 条例第1号
平成25年 2月26日 条例第1号
平成25年 8月29日 条例第3号
平成26年 2月28日 条例第2号
平成30年 2月27日 条例第1号
平成31年 2月19日 条例第1号
令和 4年 8月 8日 条例第1号

（趣旨）

第1条 この条例は、三条地域水道用水供給企業団（以下「企業団」という。）が行う水道用水の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（給水対象）

第2条 企業団の給水対象は、三条市、加茂市及び田上町（以下「受水者」という。）とする。

（給水料金）

第3条 給水料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した金額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

- (1) 基本料金 企業団が事業計画で定めた計画1日最大給水量（以下「1日最大給水量」という。）の2分の1の水量1立方メートルにつき1日52円44銭を乗じて得た金額とする。
- (2) 使用料金 受水者が1年間に使用した水量を年間使用水量とし、当該使用水量1立方メートルにつき、1日最大給水量を基に算定した年間基本受水量までは37円61銭を、年間基本受水量を超えた水量については91円50銭を乗じて得た金額の合計額とする。ただし、受水契約書に定める年間総受水量を責任水量とし、年間使用水量が責任水量に満たない場合は、責任水量を年間使用水量とみなして使用料金を算定するものとする。

（使用水量）

第4条 使用水量は、受水者及び企業団が協議の上定めた計量器により測定する。ただし、計量器により測定することが困難又は不相当と認められる場合の使用水量の認定

基準については、企業長が受水者と協議して定める。

（給水料金の徴収）

第5条 給水料金は、企業長が別に定めるところにより、毎月徴収する。

（給水料金の減免又は徴収の猶予）

第6条 企業長は、災害その他特別の事情により必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、給水料金の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

（給水の原則）

第7条 企業長は、災害、水道施設の損傷、公益上の必要がある場合、その他やむを得ない場合を除くほか、給水の制限又は停止をしない。

2 企業長は、給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを受水者に通知する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 企業団は、第1項の規定による給水の制限又は停止のため、受水者が損害を受けることがあってもその責を負わない。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

（給水料金に係る経過措置）

2 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間における給水料金については、三条市にあっては第3条第1号中「63円11銭」とあるのは「63円54銭」と、加茂市及び田上町にあっては同号中「67円90銭」とあるのは「73円」と、同条第2号中「25円80銭」とあるのは「21円30銭」と読み替えて算定するものとする。

附 則（平成9年2月26日条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第3条の規定は、平成9年4月分の給水料金から適用し、同年3月分までの給水料金については、なお従前の例による。

附 則（平成12年10月5日条例第3号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年5月1日条例第1号）

この条例は、平成17年5月1日から施行する。

附 則（平成25年2月26日条例第1号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年8月29日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年2月28日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第3条の規定は、平成26年4月分の給水料金から適用し、同年3月分までの給水料金については、なお従前の例による。

附 則（平成30年2月27日条例第1号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月19日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第3条の規定は、平成31年10月分の給水料金から適用し、同年9月分までの給水料金については、なお従前の例による。

附 則（令和4年8月8日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。